

平成 16 年(2004 年) 3 月 11 日

2004 春闘に関する要求について(回答)

見出しのことについて、次のとおり回答いたします。

- 1 賃金改定にあたっては、自治体労働者の生活防衛の観点から、現行の賃金水準の引き上げを行うこと。また、一切の賃金合理化は行わないこと。

給与改定にあたっては、従前から地方公営企業法に定める給与の決定原則が基本であると考えている。また、給与制度については、今後とも、労使協議しながら、水道利用者や議会の理解を得られるよう努めていく考えである。

- 2 均等待遇の原則により、臨時職員の雇用止めを行わず、賃金・諸手当・一時金・退職手当等賃金・労働条件の改善をはかること。

臨時職員の賃金については、一般職員の給与改定率を基準にして改定してきており、他の部分についても相応に対応しているところである。

今後も、パート労働法の趣旨も考慮しながら、対処していく考えである。

- 3 労働時間の短縮をはかること。また、時間外勤務の縮減やサービス残業の解消を行い、必要な人員配置を行うこと。

時間外勤務については、労働基準法第 36 条による協定を遵守し、職員への周知、計画的業務執行、業務改善の推進等により、縮減に努めていく考えである。

- 4 地域ニーズに対応できる必要人員を確保するとともに、組織機構改革や要員配置、行政改革実施計画について、労働組合と事前に協議すること。

職員の配置については、昨年説明した財政計画期間(平成 16 年度～19 年度)における職員配置計画に沿って実施する考えである。なお、協議すべき事項については、十分協議していく考えである。

- 5 自治体が委託する公共サービス関連の事業所について、雇用の確保・労働条件の改善に努め、労働基準法など法令順守をさせること。

業務委託については、仕様書における経費の積算等、適切に行っているところである。

なお、労働諸法令の遵守は当然のことと考える。

- 6 高齢者雇用については、再任用制度として制度化をはかり、制度設計、賃金労働条件など労使協議・合意に基づき実施すること。

再任用制度については、引き続き、組合と十分に協議していく考えである。